平成 19 年度 特定のり養殖共済引受速報 ~ 補償力のアップに向けて ~

平成 18 年度ののり養殖は、漁期当初の水温降下が鈍かったことをはじめ、降雨不足や大型低気圧による養殖施設被害等により、全国的に生産数量・生産金額共に前年割れする結果となりました。これにより、九州・有明の一部をはじめ東日本・瀬戸内地区の契約を中心に共済事故に該当し、約23億円(損害率145%)の共済金を支払い、「ぎょさい」が漁業経営のセーフティネットの一翼を担うことができました。

さて、平成19年度のり特定養殖共済の引受状況(速報)についてお知らせします。

関係共済組合は、今年度の推進にあたり行政庁をはじめ各系統団体にご協力いただき、継続契約の確保を重点課題とするとともに、漁業者の皆さんには自らの漁業経営を守るため、 不慮の事態への備えとして契約割合を高めることの必要性を充分に説明することで、「低付保契約」を実質加入に繋げることを大きな課題として取り組みました。

特に 18 年度漁期当初の漁海況が悪かったこと、19 年度の台風上陸回数が平年より少なく、 降雨不足と水温低下が鈍化したことによる養殖業者の危機意識の高まり等と相俟って、複数 県において契約割合の引上やてん補方式をより補償の厚い方式に変更する動きがありました。この結果、19年度のぎょさい加入は、共済事故に伴い共済限度額こそ低下しましたが、 一方で補償の厚さを示す共済金額は向上し、567 億円(前年対比 101%)となる見込みです。

<特定のり養殖共済前年対比表(平成19年11月5日現在)>

平成 19 年度実績(見込み)			平成 18 年度実績		
共済限度額	共済金額	平均 契約割合	共済限度額	共済金額	平均 契約割合
747 億円	567 億円	76%	771 億円	561 億円	73%

※責任開始日が11月以降の契約を含む(見込み)

かつては「1,000億円産業」と呼ばれていたのり養殖ですが、18 年度漁期の生産金額は828億円(前年対比90%)に留まるなど、高水温など漁海況の異変、価格競争の激化による単価安、韓国・中国からの輸入問題など、のり養殖業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような中で、自らの漁業経営を守るぎょさい制度をこれまで以上に高度利用していただくために、今回の特定のり養殖共済の引受を皮切りに、他種目においても低付保契約の解消及び補償力のアップに向けて共済団体一丸となって普及推進に取り組んで参ります。

(平成 19 年 11 月 15 日 運動情報版より)